

第 16 号

平成23年度山梨県一般会計予算

平成23年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445,515,769 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	83,849,587
	1 県 民 税	32,404,950
	2 事 業 税	17,774,850
	3 地 方 消 費 税	7,587,950
	4 不 動 産 取 得 税	1,928,000
	5 県 た ば こ 税	1,669,350
	6 ゴルフ場利用税	903,550
	7 自 動 車 取 得 税	1,378,700
	8 軽 油 引 取 税	6,890,400
	9 自 動 車 税	13,263,550
	10 鉦 区 税	385
	11 固 定 資 産 税	2

	12 狩 獵 税	47,800
	13 旧 法 に よ る 税	100
2 地 方 消 費 税 清 算 金		16,498,455
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	16,498,455
3 地 方 讓 与 税		12,304,001
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	10,581,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,592,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	131,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1
4 地 方 特 例 交 付 金		1,049,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,049,000
5 地 方 交 付 税		122,313,000
	1 地 方 交 付 税	122,313,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		362,000

	1 交通安全対策 特別交付金	362,000
7 分担金及び負担金		2,822,257
	1 負担金	2,822,257
8 使用料及び手数料		6,073,564
	1 使用料	4,421,443
	2 手数料	1,652,121
9 国庫支出金		49,306,005
	1 国庫負担金	18,659,542
	2 国庫補助金	29,809,047
	3 国庫委託金	837,416
10 財産収入		586,575
	1 財産運用収入	340,693
	2 財産売払収入	245,882
11 寄附金		65,982

	1 寄 附 金	65,982
12 繰 入 金		54,951,229
	1 特 別 会 計 繰 入 金	32,036,952
	2 基 金 繰 入 金	22,914,277
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		28,151,113
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	304,694
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	39,607
	3 貸付金等償還金	23,146,488
	4 受託事業収入	1,070,562
	5 収益事業収入	3,035,430
	6 利子割精算金収入	31,373
	7 雑 入	522,959

15 県	債		67,183,000	
		1 県	債	67,183,000
歳 入 合 計			445,515,769	

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,096,596
	1 議 会 費	1,096,596
2 総 務 費		28,989,615
	1 総 務 管 理 費	11,463,055
	2 企 画 費	10,189,446
	3 徴 税 費	3,842,354
	4 市 町 村 振 興 費	1,667,098
	5 選 挙 費	408,020
	6 防 災 費	769,947
	7 統 計 調 査 費	347,944
	8 人 事 委 員 会 費	129,872
	9 監 査 委 員 費	171,879

3 民 生 費		49,946,158
	1 社 会 福 祉 費	38,911,631
	2 児 童 福 祉 費	10,034,174
	3 生 活 保 護 費	889,313
	4 災 害 救 助 費	111,040
4 衛 生 費		16,679,775
	1 公 衆 衛 生 費	4,770,594
	2 環 境 衛 生 費	4,404,060
	3 保 健 所 費	1,173,584
	4 医 薬 費	6,331,537
5 勞 働 費		7,065,396
	1 勞 政 費	183,222
	2 職 業 訓 練 費	2,277,790
	3 勞 働 力 対 策 費	4,522,324

	4 労働委員会費	82,060
6 農林水産業費		26,473,852
	1 農業水産業費	4,452,700
	2 畜産業費	1,176,211
	3 農地費	9,027,633
	4 林業費	11,817,308
7 商工費		39,611,862
	1 商工費	38,803,666
	2 観光費	808,196
8 土木費		54,213,869
	1 土木管理費	3,368,982
	2 道路橋りょう費	25,605,368
	3 河川砂防費	10,802,629
	4 都市計画費	9,208,231

	5 住 宅 費	5,228,659
9 警 察 費		22,364,489
	1 警 察 管 理 費	20,011,180
	2 警 察 活 動 費	2,353,309
10 教 育 費		93,396,111
	1 教 育 總 務 費	11,220,902
	2 小 学 校 費	28,790,366
	3 中 学 校 費	16,851,435
	4 高 等 学 校 費	17,555,311
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,220,274
	6 社 会 教 育 費	6,748,099
	7 保 健 体 育 費	701,771
	8 大 学 費	976,539
	9 私 学 振 興 費	4,331,414

11 災 害 復 旧 費		2,522,655
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	269,705
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,252,950
12 公 債 費		84,920,809
	1 公 債 費	84,920,809
13 諸 支 出 金		18,194,582
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	6,790
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	112
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,370
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	56,898
	5 諸 費	18,129,412
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		445,515,769

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成23年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成23年度から平成24年度まで	8,045,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成24年度	9,417 千円
平成23年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成23年度から平成43年度まで	3,097,195千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成23年度に株式会社日本政策金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に株式会社日本政策金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成23年度から平成67年度まで	借入元本22,631千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
国庫補助障害防止対策治山事業について請負契約を締結すること。	平成24年度	68,705 千円

<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成23年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成23年度から平成40年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>
<p>緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース）について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成24年度</p>	<p>26,460 千円</p>
<p>平成23年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成23年度から平成33年度まで</p>	<p>313,790千円を限度額として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>

平成23年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成43年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成23年度融資に係る農業近代化資金のうち、認定農業者に対する資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成43年度まで	融資限度額 200,000千円の利率年 0.1%以内
平成23年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成24年度から平成28年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成23年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成38年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成23年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成33年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成23年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成48年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成23年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助を行うこと。	平成24年度から平成48年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 0.25%以内
平成23年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成38年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成23年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成24年度から平成36年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.27%以内

国庫補助農地防災事業（たん水防除事業）について請負契約を締結すること。	平成24年度から平成25年度まで	80,000 千円
平成23年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成23年度から平成32年度まで	3,068,657千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
一般国道139号道路改良工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成24年度	400,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線浅原橋下部工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成24年度	600,000 千円
主要地方道四日市場上野原線桂川橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成24年度	50,000 千円
新県立図書館書架等備品の購入について契約を締結すること。	平成23年度から平成24年度まで	637,980 千円
新県立図書館情報システム機器等備品の購入について契約を締結すること。	平成23年度から平成24年度まで	148,072 千円
新県立図書館情報システム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成23年度から平成28年度まで	44,190 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,637,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	2,660,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	6,631,000	同上	同上	同上
河川砂防費	3,178,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,176,000	同上	同上	同上
住宅費	309,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	3,055,000	同上	同上	同上

災害復旧費	994,000	同	上	同	上	同	上
アスベスト含有 県有施設管理費	2,000	同	上	同	上	同	上
県有施設耐震改修費	19,000	同	上	同	上	同	上
県庁舎耐震化等整備費	843,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	157,000	同	上	同	上	同	上
重度心身障害者居室 整備資金貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
青い鳥成人寮整備費	76,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金 拠出金	9,000	同	上	同	上	同	上
武田の杜整備費	52,000	同	上	同	上	同	上
産業技術短期大学 整備費	514,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,125,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	260,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	548,000	同	上	同	上	同	上

市町村合併促進 社会基盤整備事業費	157,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	30,000	同	上	同	上	同	上
県立図書館整備費	2,516,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎 建設費	60,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	185,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	37,982,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
計	67,183,000						

第 17 号

平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,654,779 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,850,281
	1 使用料	1,850,281
3 県支出金		849,422
	1 県補助金	849,422
4 財産収入		2,443,960
	1 財産運用収入	2,257,000
	2 財産売払収入	186,960
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		151,642

	1 一般会計繰入金	3,809
	2 基金繰入金	147,833
7 繰越金		11,545
	1 繰越金	11,545
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	2,367
9 県 債		340,000
	1 県 債	340,000
歳 入 合 計		5,654,779

歲 出

款	項	金 額
1 管 理 費		730,431
	1 管 理 費	730,431
2 事 業 費		1,831,082
	1 事 業 費	1,831,082
3 交 付 金		2,015,274
	1 交 付 金	2,015,274
4 公 債 費		1,076,992
	1 公 債 費	1,076,992
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		5,654,779

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	60,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道費	256,000	同上	同上	同上
林道災害復旧費	24,000	同上	同上	同上
計	340,000			

第 18 号

平成23年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成23年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 222,727 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		56,318
	1 国庫負担金	56,318
2 財産収入		715
	1 財産運用収入	715
3 繰入金		84,694
	1 繰入金	84,694
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入合計		222,727

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		222,727
	1 災 害 救 助 費	222,727
歳 出 合 計		222,727

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 19 号

平成23年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 264,315 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		924
	1 繰入金	924
2 繰越金		194,613
	1 繰越金	194,613
3 諸収入		68,778
	1 貸付金元利収入	68,774
	2 雑収入	4
歳入合計		264,315

歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉費		181,263
	1 母子寡婦福祉費	181,263
2 公債費		52,770
	1 公債費	52,770
3 繰出金		30,282
	1 一般会計繰出金	30,282
歳出合計		264,315

第 20 号

平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,472,506 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,018
	1 繰入金	4,018
2 繰越金		1,179,650
	1 繰越金	1,179,650
3 諸収入		2,288,838
	1 貸付金償還金	2,288,836
	2 雑入	2
歳入合計		3,472,506

歳出

款	項	金額
1 中小企業近代化 資金貸付金		3,472,506
	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,472,506
歳出	合計	3,472,506

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>財団法人やまなし産業支援機構が、平成23年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成23年度から平成31年度まで</p>	<p>借入元本 2,200,000 千円及び自己調達資金 100,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては50%以内）</p>
<p>財団法人やまなし産業支援機構が、平成23年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成23年度から平成30年度まで</p>	<p>借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45%以内（リースにあつては50%以内）</p>

第 21 号

平成23年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成23年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 313,320 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,886
	1 繰入金	1,886
2 繰越金		280,495
	1 繰越金	280,495
3 諸収入		30,939
	1 貸付金償還金	30,838
	2 雑収入	101
歳入合計		313,320

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		313,320
	1 資 金 貸 付 金	313,320
歲 出 合 計		313,320

第 22 号

平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,369,748 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		382,465
	1 繰越金	382,465
2 諸収入		1,987,283
	1 貸付金元利収入	1,987,283
歳入合計		2,369,748

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,369,748
	1 資 金 貸 付 金	2,330,358
	2 償 還 金	39,390
歳 出 合 計		2,369,748

第 23 号

平成23年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成23年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,811,931 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,811,929
	1 県税証紙収入	1,811,929
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,811,931

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,811,931
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,811,931
歳 出	合 計	1,811,931

第 24 号

平成23年度山梨県集中管理特別会計予算

平成23年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 110,844,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		64,257
	1 使用料	64,257
2 繰入金		41,056
	1 繰入金	41,056
3 繰越金		17,229
	1 繰越金	17,229
4 諸収入		110,721,883
	1 振替収入	110,721,883
歳入合計		110,844,425

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		29,700
	1 自動車管理費	29,700
2 給与管理費		110,702,287
	1 給与管理費	110,702,287
3 通信管理費		76,000
	1 通信管理費	76,000
4 車両燃料管理費		36,438
	1 車両燃料管理費	36,438
歳 出 合 計		110,844,425

第 25 号

平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,613,074 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		29,720,246
	1 繰入金	29,720,246
2 諸収入		31,892,828
	1 貸付金償還金	31,892,828
歳入合計		61,613,074

歳出

款	項	金額
1 商工業振興資金 貸付		61,613,074
	1 商工業振興資金 貸付	29,721,140
	2 一般会計繰出金	31,891,934
歳出合計		61,613,074

第 26 号

平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,913 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		66,944
	1 繰越金	66,944
2 諸収入		39,969
	1 貸付金償還金	39,967
	2 雑入	2
歳入合計		106,913

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,358
	1 資金貸付金	72,358
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		26,530
	1 資金貸付金	26,530
3 林業就業促進資金 貸付金		8,025
	1 資金貸付金	8,025
歳 出	合 計	106,913

第 27 号

平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,768,955 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,357,673
	1 負担金	3,357,673
2 県支出金		918,832
	1 県補助金	918,832
3 繰入金		2,166,182
	1 繰入金	2,166,182
4 繰越金		10,267
	1 繰越金	10,267
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		316,000
	1 県債	316,000

歳 入 合 計	6,768,955
---------	-----------

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,676,905
	1 流域下水道管理費	3,097,753
	2 流域下水道事業費	1,579,152
2 公 債 費		2,091,050
	1 公 債 費	2,091,050
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		6,768,955

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	316,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	316,000			

第 28 号

平成23年度山梨県公債管理特別会計予算

平成23年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 108,582,397 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		89,648
	1 財産運用収入	89,648
2 繰入金		84,900,809
	1 一般会計繰入金	84,900,809
3 県債		23,591,940
	1 県債	23,591,940
歳入	合計	108,582,397

歳出

款	項	金額
1 公債費		108,492,749
	1 公債費	108,492,749
2 諸支出金		89,648
	1 県債管理基金積立金	89,648
歳出合計		108,582,397

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	23,591,940	普通貸借又は は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	23,591,940			

第 29 号

平成23年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成23年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 475,800,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 電気事業収益	3,617,478 千円
第 1 項 営 業 収 益	3,597,471 千円
第 2 項 財 務 収 益	13,791 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	6,186 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円
支 出	
第 1 款 電気事業費用	3,311,068 千円
第 1 項 営 業 費 用	3,152,731 千円
第 2 項 財 務 費 用	77,511 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	60,316 千円

第4項 特別損失 15,510 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,197,980 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47,557 千円、減債積立金 291,377 千円、中小水力発電開発改良積立金 218,790 千円、地域文化振興・環境保全積立金 290,178 千円及び過年度分損益勘定留保資金 350,078 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 193,081 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 116,527 千円

第3項 国庫補助金 76,534 千円

第4項 工事負担金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 1,391,061 千円

第1項 小水力発電所建設費 292,740 千円

第2項 メガソーラー発電所建設費 199,687 千円

第3項 水力発電設備改良費 421,131 千円

第4項 業務設備改良費 11,550 千円

第5項 水力発電地点等開発調査費 27,851 千円

第6項 水力発電設備改良調査費	46,725 千円
第7項 企業債償還金	291,377 千円
第8項 繰出金	100,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	発電総合制御所 監視制御システム 機器更新事業	53,050 千円	平成23年度	
				平成24年度	53,050 千円
		野呂川発電所 三ツ滝取水口 堤体改良事業	2,700 千円	平成23年度	
				平成24年度	2,700 千円
		西山発電所 西山ダム調整池 護岸補修事業	192,150 千円	平成23年度	73,500 千円
				平成24年度	118,650 千円
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	発電総合制御所 監視制御システム 機器更新事業	309,750 千円	平成23年度	105,000 千円
				平成24年度	204,750 千円
		野呂川発電所 三ツ滝取水口 堤体改良事業	99,750 千円	平成23年度	10,500 千円
				平成24年度	89,250 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 996,304 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 30 号

平成23年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成23年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 541 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 784,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 2,148 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	147,370 千円
第 1 項 営業収益	146,737 千円
第 2 項 営業外収益	623 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	137,268 千円
第 1 項 営業費用	132,835 千円
第 2 項 営業外費用	2,923 千円

第3項 特別損失 510 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 71,285 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,395 千円、建設改良積立金 63,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 4,890 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 71,295 千円

第1項 温泉事業設備改良費 71,295 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 37,381 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,273千円と定める。

第 31 号

平成23年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成23年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 231,288 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	157,613 千円
第 1 項 営 業 収 益	157,503 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	100 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	212,939 千円
第 1 項 営 業 費 用	203,830 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	8,099 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 79,518 千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	79,528 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	1,000 千円
第2項 他会計借入金償還金	77,528 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間